

芦教委第10号議案

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和7年11月6日提出

芦屋市教育長 野村大祐

提案理由

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

第●●号議案

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和7年11月28日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第2条 芦屋市立打出教育文化センター条例(平成2年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第6条関係) 施設使用料金表			別表(第6条関係) 施設使用料金表		
室名	広さ	収容人員	室名	広さ	収容人員
会議室・和室	午前9時～ 正午	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 正午	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 正午
大会議室	135.72人 m ²	1時間につき1,740円 1,520円	135.72人 m ²	1時間につき1,520円 1,940円	135.72人 m ²
小会議室	50m ² 24人 1時間につき560円	1時間につき510円 660円	50m ² 24人 1時間につき510円 660円	1時間につき470円 4,70円	50m ² 24人 1時間につき470円 4,70円
和室	18畳18人 1時間につき880円	1時間につき750円 970円	18畳18人 1時間につき750円 970円	1時間につき740円 970円	18畳18人 1時間につき740円 970円

改正後		改正前	
調理スベ一	48m ²	17人	午前9時～正午
ス			午後2時30分～午後5時
		2,450	2,880

(芦屋市立学校使用条例の一部改正)
第3条 芦屋市立学校使用条例(昭和2

次の中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」といふ）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。		第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。	
種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後5時
講堂	<u>4, 320円</u>	<u>5, 760円</u>	<u>10, 080円</u>
			<u>A (精小、 富小)</u>
			<u>B (その他)</u>
			<u>3, 400円</u>
			<u>3, 600円</u>
			<u>8, 400円</u>
			<u>6, 000円</u>

		改正後		改正前	
遊戯室		2, 160円	2, 880円	5, 040円	2, 400円
教室その他の 教室1教室につ き		1, 720円	2, 590円	4, 310円	1, 440円
校庭					
午前	1, 44 0円	2, 160円	3, 600円	午前 1, 20 0円	1, 800円
午後	1, 44 0円			午後 1, 20 0円	3, 000円
2 (略)			2 (略)		

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第13条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後		改正前	
別表第2 (第4条－第5条の2関係)		別表第2 (第4条－第5条の2関係)		別表第2 (第4条－第5条の2関係)	
1 預かり保育料		1 預かり保育料		1 預かり保育料	
(1) 市立幼稚園		(1) 市立幼稚園		(1) 市立幼稚園	
	区分	区分	区分	区分	区分
春季、夏季及び冬季の休業日	日額1, 080円	春季、夏季及び冬季の休業日	日額900円	春季、夏季及び冬季の休業日	日額900円
上記以外の日	日額500円	上記以外の日	日額450円	上記以外の日	日額450円

改正後		改正前
(2) 市立認定こども園 (略)		(2) 市立認定こども園 (略)
2 延長保育料・3 病児保育料 (略)		2 延長保育料・3 病児保育料 (略)
備考 (略)		備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、第2条の規定による改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、第3条の規定による改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の

1 4 第13条の規定による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

参 照

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例要綱

1 改正の趣旨

行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる手数料及び使用料の額を引き上げる。

ア 打出教育文化センター使用料関係（第2条関係）

室名・使用区分		改正案（円）	現 行（円）
大会議室	午前9時～正午 (1時間につき)	1, 740	1, 450
	正午～午後6時 (1時間につき)	1, 520	1, 270
	午後6時～午後9時 (1時間につき)	1, 940	1, 620
小会議室	午前9時～正午 (1時間につき)	560	470
	正午～午後6時 (1時間につき)	510	430
	午後6時～午後9時 (1時間につき)	660	550
和室	午前9時～正午 (1時間につき)	880	740
	正午～午後6時 (1時間につき)	750	630
	午後6時～午後9時 (1時間につき)	970	810
調理スペース	午前9時～正午	3, 450	2, 880
	正午～午後2時30分	2, 880	2, 400
	午後2時30分～午後5時	2, 880	2, 400

イ 学校使用料関係（第3条関係）

種 別	時間帯区分	改正案(円)	現 行(円)	
講堂	午前8時～午後5時	4, 320	精道小 宮川小	3, 600
			その他 の学校	2, 400
	午後5時～午後9時30分	5, 760	精道小 宮川小	4, 800
			その他 の学校	3, 600
	午前8時～午後9時30分	10, 080	精道小 宮川小	8, 400
			その他 の学校	6, 000
遊戯室	午前8時～午後5時	2, 160	1, 800	
	午後5時～午後9時30分	2, 880	2, 400	
	午前8時～午後9時30分	5, 040	4, 200	
教室そ の他の 室1教 室につ き	午前8時～午後5時	1, 720	1, 440	
	午後5時～午後9時30分	2, 590	2, 160	
	午前8時～午後9時30分	4, 310	3, 600	
校庭	午前8時 ～午後5時	午前	1, 440	1, 200
		午後	1, 440	1, 200
	午後5時～午後9時30分	2, 160	1, 800	
	午前8時～午後9時30分	3, 600	3, 000	

ウ 市立幼稚園預かり保育料関係（第13条関係）

名 称	改正案 (円)	現 行 (円)
市立幼稚園の預かり保育料 (春季、夏季及び冬季の休業日)	1, 080	900
市立幼稚園の預かり保育料 (上記以外の日)	500	450

3 施行期日等

(1) 令和8年7月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)ウによる改正後の規定は、令和8年7月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年6月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

イ その他の施設等使用料について、この条例の施行の際、改正前のそれぞれの規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。